自主点検チェック表

|  |  |
| --- | --- |
| 自主点検実施者 | 点検年月日 |
|  |  |

◆事業所の情報をご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 代表者名 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 事業所代表メールアドレス |  |

◆チェック項目の質問に沿って記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | ■高圧ガス販売事業の届出以降に、事業所名・代表者に変更はありませんか？* 変更なし
* 変更あり　（変更年月日：　　　年　　　月　　　日）

➡『高圧ガス製造許可等記載事項変更届』の提出が必要です。➡様式は北九州市のホームぺージからダウンロードできます。北九州市消防局　様式ダウンロード　高圧ガス保安法関係と検索🔎参考URL<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shoubou/30500017.html> | 【根拠】・北九州市高圧ガス保安法事務処理要綱第１６条 |
| ２ | ■高圧ガス販売事業の届出以降に、販売する高圧ガスの種類に変更はありませんか？* 変更なし
* 変更あり

➡『販売に係る高圧ガスの種類変更届書』の提出が必要です。➡様式は北九州市のホームぺージからダウンロードできます。北九州市消防局　様式ダウンロード　高圧ガス保安法関係と検索🔎参考URL　<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shoubou/30500017.html> | 【根拠】・高圧ガス保安法第２０条の７ |
| ３ | ■高圧ガス販売主任者に変更はありませんか？* 変更なし
* 変更あり（変更年月日：　　　年　　　月　　　日）

➡『高圧ガス販売主任者届書』の提出が必要です。➡様式は北九州市のホームぺージからダウンロードできます。北九州市消防局　様式ダウンロード　高圧ガス保安法関係と検索🔎参考URL<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shoubou/30500017.html> | 【根拠】・高圧ガス保安法第２８条、第２９条 |
| ４ | ■購入者に対して、災害の発生の防止に関し必要な事項等を周知していますか？〇対象の高圧ガス・溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素・在宅酸素療法用の液化酸素・スクーバダイビング等呼吸用の空気・スクーバダイビング呼吸用のガスであって、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の９０％以上で、かつ、酸素の容量が全容量の２１％以上のもの。* 行っている

⇒■帳簿を記載の日から２年間、保管していますか？　□　している　□　していない➡周知後、２年間は帳簿の保管が義務付けられていますので、必ず保管してください。　消防局への報告は不要です。* 行っていない

➡周知は、①販売契約を締結したとき　②周知をしてから１年以上経過して高圧ガスを引き渡したときごと　にしなければなりません。 | 【根拠】・高圧ガス保安法第２０条の５・一般高圧ガス保安規則第３８条 |
| ５ | ■保安教育を行っていますか？□　行っている　　⇒保安教育の内容や結果を記録・保存するように努めてください。消防局への報告は不要です。□　行っていない➡従業者に対する保安教育は、高圧ガス保安法で事業者に義務付けられていますので、計画的に実施してください。　消防局への報告は不要です。[保安教育の例]高圧ガス保安協会のホームページに掲載している事故映像や事故事例を参照し、関係職員で情報共有した。等高圧ガス保安協会　事故情報と検索🔎参考URL　<https://www.khk.or.jp/public_information/incident_investigation/> | 【根拠】・高圧ガス保安法第２７条 |
| ６ | ■高圧ガスの引き渡し先の保安状況を明記した台帳を備えていますか？□　備えている□　備えていない⇒台帳を記録・保存しなければなりません。 | 【根拠】・一般高圧ガス保安規則第４０条 |
| ６ | ■引渡す充填容器等は、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、ガスが漏洩していませんか？□　異常なし□　異常あり■圧縮天然ガスの充填容器等の引渡しは、容器検査若しくは容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後に容器再検査の期間を６ヶ月以上経過していないもので、その旨を明示していますか？□　遵守している□　遵守していない | 【根拠】・一般高圧ガス保安規則第４０条 |
| ７ | **【圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売している場合に該当】**■充填容器等（内容積が２０リットル以上のものに限る。）には、容器を置く位置から２メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、屋外に置いていますか？□　遵守している□　遵守していない■充填容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止するための措置を講じていますか？□　講じている□　講じていない■充填容器等は、常に温度４０度以下に保っていますか？□　保っている□　保っていない■充填容器等（内容積が５リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃とバルブの損傷を防止する措置を講じていますか？□　講じている□　講じていない■充填容器等と閉止弁との間には、基準に適合する調整器を設けていますか？〇基準・調整器の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、その調整器に係る容器の刻印等において示された耐圧試験において加える圧力以上の圧力で行う耐圧試験及び当該耐圧試験圧力の５分の３以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。・調整器（生活の用に供するガスに係るものに限り、かつ、閉止弁から最も近いもの。）の調整圧力は、２．３㎪以上３．３㎪以下であり、かつ、閉そく圧力（燃焼器のバルブを閉じた状態における調整期の低圧側が受ける圧力をいう。）は４．２㎪以下であること。□　設けている□　設けていない | 【根拠】・一般高圧ガス保安規則第４０条 |
| ７ | ■配管には、充填容器等と調整器との間の部分にあっては当該充填容器等の刻印等において示された耐圧試験圧力以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあっては０．８㎫（長さ０．３メートル未満のものにあっては、０．２㎫）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験に合格する管を使用していますか？□　使用している□　使用していない■硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けていますか？□　締め付けている□　締め付けていない■調整器と閉止弁との間の配管は、当該配管の設置の工事を終了した後４．２㎪以上の圧力で気密試験を行い、これに合格していますか？□　合格している□　合格していない■　圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売する者にあっては、配管の気密試験のための設備を備えていますか？□　備えている□　備えていない | 【根拠】・一般高圧ガス保安規則第４０条 |